

委任関係がある税理士への「申告のお知らせ」転送の流れ (H29. 11. 30 時点案)

1 「申告のお知らせ」転送のための手続

(1) 税理士カナ氏名の登録（税理士作業）

納税者へ表示するための税理士カナ氏名を登録しておきます。

登録が無い場合は、(2)以降の作業が行えませんので、必ず登録をお願いします。

(2) 税理士の利用者識別番号の登録（納税者作業）

委任関係がある税理士の利用者識別番号を入力します。

また、税理士に表示する納税者カナ氏名も併せて入力します。（納税用カナ氏名が初期表示されています）

登録ボタンを押すと、税理士の利用者識別番号に紐付く税理士カナ氏名（(1)で入力されたもの）が表示されます。

なお、登録が完了したタイミングで、税理士のメッセージボックスに登録依頼通知が格納されます。

(3) 委任関係の承認（税理士作業）

納税者からの依頼に基づき、承認を行います。

承認が行われた時点で、「申告のお知らせ」の転送の手続は完了します。

なお、登録状況については、次の4つの画面で確認できます。

- ・ 未承認一覧
- ・ 承認済み一覧
- ・ 否認・解除済み一覧
- ・ 全納税者一覧

また、承認等を行った場合、納税者のメッセージボックスにその旨の通知が格納されます。

2 税理士のメッセージボックスへの「申告のお知らせ」の転送

上記1で委任関係の登録が完了していれば、毎年1月に「申告のお知らせ」を納税者のメッセージボックスに格納する際、税理士のメッセージボックスにもお知らせを転送します。

なお、格納時期を過ぎて委任関係の登録を行った場合でも、登録が完了した後に、その年1月に格納された「申告のお知らせ」を税理士のメッセージボックスに転送します。

また、平成29年1月より、税理士が確定申告期間中に開始届出書を代理送信した場合、「申告のお知らせ」を納税者のメッセージボックスに個別に格納していますが、この場合においても委任関係の登録が完了すれば、税理士のメッセージボックスにも「申告のお知らせ」を転送します。

3 「申告のお知らせ」の転送を取りやめるための手続（税理士、納税者）

税理士のメッセージボックスへの「申告のお知らせ」の転送を取りやめるためには、委任関係が解除されたことを登録する必要があります。

解除の登録については、税理士、納税者どちらからでも可能です。

税理士から解除の登録を行った場合は納税者の、納税者から解除の登録を行った場合は税理士のメッセージボックスに解除が登録された旨の通知が格納されます。